

税金のお知らせ ～税制改正について～

★課税課 ☎ 1122 (軽自動車税)、
☎ 1123 (市民税・県民税)



軽自動車税

グリーン化特例 (軽課) の見直し

平成28年度末で適用期限が終了した、軽自動車税のグリーン化特例について、現行の認定基準の重点化を行った上で適用期限が2年間(平成31年3月31日取得分まで)延長されました。

表1

燃費基準	電気自動車及び天然ガス自動車	ガソリン車・ハイブリッド車	
	・電気自動車 ・天然ガス自動車	・乗用 [平成32年度燃費基準+30%達成車] ・貨物用 [平成27年度燃費基準+35%達成車]	・乗用 [平成32年度燃費基準+10%達成車] ・貨物用 [平成27年度燃費基準+15%達成車]
軽三輪	3,900円⇒1,000円	3,900円⇒2,000円	3,900円⇒3,000円
軽四輪乗用 (自家用)	10,800円⇒2,700円	10,800円⇒5,400円	10,800円⇒8,100円
軽四輪乗用 (営業用)	6,900円⇒1,800円	6,900円⇒3,500円	6,900円⇒5,200円
軽四輪貨物 (自家用)	5,000円⇒1,300円	5,000円⇒2,500円	5,000円⇒3,800円
軽四輪貨物 (営業用)	3,800円⇒1,000円	3,800円⇒1,900円	3,800円⇒2,900円

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限られます。

グリーン化特例

環境への負荷の少ない三輪及び四輪の軽自動車は、新車登録をされた翌年度の軽自動車税の税率に限り軽減する特例措置制度。(表1)

check

市民税・県民税



平成31年度 (平成30年分) からの 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除は、配偶者の合計所得金額が、38万円(給与収入103万円)以下の場合に適用できますが、納税義務者の所得の増加に応じて控除額が減少することになりました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられ、配偶者控除と同様に納税義務者の所得の増加に応じて控除額が減少することになりました。(表2)

表2

配偶者 控除	配偶者の合計 所得金額	≪参考≫ 配偶者が給与所得のみの場合の 給与収入金額	控除額		
			納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与収入金額)		
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)
配偶者	38万円以下	1,030,000円以下	33万円	22万円	11万円
	70歳以上		38万円	26万円	13万円
配偶者 特別 控除	38万円超 90万円以下	1,030,000円超 1,550,000円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	1,550,000円超 1,600,000円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	1,600,000円超 1,667,999円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	1,667,999円超 1,751,999円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	1,751,999円超 1,831,999円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	1,831,999円超 1,903,999円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	1,903,999円超 1,971,999円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	1,971,999円超 2,015,999円以下	3万円	2万円	1万円

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はできません。



住宅ローン控除の延長

個人住民税(市民税・県民税)の住宅ローン控除について、居住年の適用期限が平成33年12月31日まで延長されました。

次期本庄市総合振興計画 (素案) について 皆さんの意見を募集します

★企画課 ☎ 1157

総合振興計画は、市の将来を長期的な視点に立って見直し、行政経営を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。この度、計画素案について、みなさんの意見を募集します。

■意見を募集する計画

次期総合振興計画(素案)は、序論・基本構想、前期基本計画で構成されます。

- ・序論・基本構想 市の目指す将来像やまちづくりの基本的な考え方を示したもの
- ・前期基本計画 将来像を実現するために、必要な施策を体系的に示したもの

【意見募集詳細】

●閲覧・意見募集期間

9月5日(火)～10月5日(木)

●対象 (下記のいずれか)

- ・市内在住・在勤・在学者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・その他の団体
- ・市税の納税義務を有するもの
- ・この事案に利害関係を有するもの

●閲覧場所

企画課(市役所3階)、総務課(アスピアこだま内)、市民活動推進課(はにぼんプラザ内)、図書館(本館・児玉分館) ※市ホームページでも閲覧できます。

●閲覧時間 各閲覧場所の開庁・開館時間

●意見の提出方法

所定の用紙(各閲覧場所で配布又は市ホームページからダウンロード)必要事項を記入のうえ、直接又は郵送、ファックス、電子メールで下記へ

●意見の提出先

郵送 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所企画課政策係

ファックス ②8499

電子メール kikaku@city.honjo.lg.jp

●意見の取り扱い

- ・意見に対する考え方及び修正案は、内容を公表します。
- ・類似の意見は取りまとめて公表します。
- ・住所・氏名等は公表しません。
- ・意見に対する個別の回答はしません。

本庄市手話言語条例の制定に関する 意見交換会を開催します

★障害福祉課 ☎ 1125

FAX ③1963

市では、障害のある人もない人も誰もが住みやすいまちづくりを目指す取り組みのひとつとして、手話言語条例の制定を進めています。

つきましては、手話通訳・要約筆記付きの意見交換会を開催しますので、ぜひ、ご参加ください。

●日時 9月16日(土) 午後2時～

●会場 日本庄商業銀行煉瓦倉庫
2階多目的ホール

※申込不要です。直接会場へお越しください。

